

3

お薬を服用している在宅療養者をみんなで見守りましょう

～在宅療養者の薬物治療の適正化に向けた多職種連携～

部 門 :	<input type="checkbox"/> 施設	<input type="checkbox"/> 在宅	<input type="checkbox"/> 地域包括ケア	<input checked="" type="checkbox"/> 市民活動
事業所種別・名称	昭和薬科大学/まち・ひと・くらし研究会			
発表者：串田一樹	アドバイザー：			
共同者：久武陽子、折原 太、岡部幸子、山崎優子、安西佑太、大口 顕、星倉裕文、山本 健、原 梓、廣原正宜				
電 話：080-6503-1435	e-mail：ranmed93@gmail.com			
F A X：044-951-1435	U R L：			
今回の発表の事業所やサービスの紹介	市民が主役で、市民が自分の人生を自分の意思で選択できる社会を目指して、市民が望む医療・福祉の在り方を学ぶ機会を提供しています。一緒に勉強して、何事にも、「他人事」から「私事」への転換を目指しています。			

《1. 研究前の状況と課題》

高齢社会の到来を迎えて、2025年から地域包括ケアが始まることから、居宅療養者、施設療養者の薬物治療の適正化が進められている。処方箋を応需した段階では、薬剤師が処方の確認をしているが、一番大事な点は服用後の患者さんの療養状況である。薬剤師は、ポリファーマシー対策として減薬が課せられているが、それには服用後の経過観察が不可欠である。薬剤師の2週間に1回程度の訪問では、十分な療養状況の観察は難しい。そのため、訪問頻度の高い介護・看護系の職員との連携が不可欠である。

《2. 研究の目標と期待する成果・目的》

日々介護している介護職、訪問頻度の高い看護職との情報連携は、2週間に1回の訪問頻度の薬剤師には、見えない療養状況の共有がある。療養状況を多職種からの情報共有によって把握できることによって、薬剤師は薬物治療が適正に行われているのかどうかを判断できる。その結果、医療の安全が多職種によって守られることになる。

《3. 具体的な取り組みの内容》

薬剤師の在宅療養者への医薬品提供、経過観察・アセスメントの重要性が指摘されているので、多職種が会員である日本在宅医療連合学会等で発表をしている。在宅医療の薬剤師の訪問頻度は、2週間に1回の訪問が標準的なので、薬剤師と他職種との情報の共有が最も重要で、

それが医療安全につながっている。在宅医療における多職種連携の重要性を訴えている。

《4. 取り組みの結果と考察》

服薬の実態、嚥下機能、食事、運動、排せつなどの療養生活の情報を共有することによって、薬剤師が見えない状況が明らかになるので、薬物治療の適正化を通して医療安全に貢献できる。ヘルパー、訪問看護師に服用患者の薬のフォローアップの見方を講演等によって伝えている。他職種からの服薬確認、嚥下機能、食事摂取量、排せつ回数などの情報は、薬剤師にとって有意義な情報となっている。従来からも、情報共有はされているが、薬剤師から他職種にフォローアップの具体的な見方を伝える必要がある。

《5. まとめ、結論》

在宅医療分野では、ICTの導入が進められているが、共有できる情報の使い方を認識する必要がある。薬物治療においては、薬剤師から他職種に向けて「患者のどのような情報を必要なのか」を伝える必要がある。それによって、情報共有の価値が示される。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

本発表においては、個別の患者情報を扱わないので、研究倫理審査を必要としない。

《7. 参考文献》

厚生労働省(令和6年6月21日、第18回高齢者医薬品適正使用検討会)：「地域における高齢者のポリファーマシー対策の進め方と始め方」